

重要

避難行動要支援者名簿登録のお願い

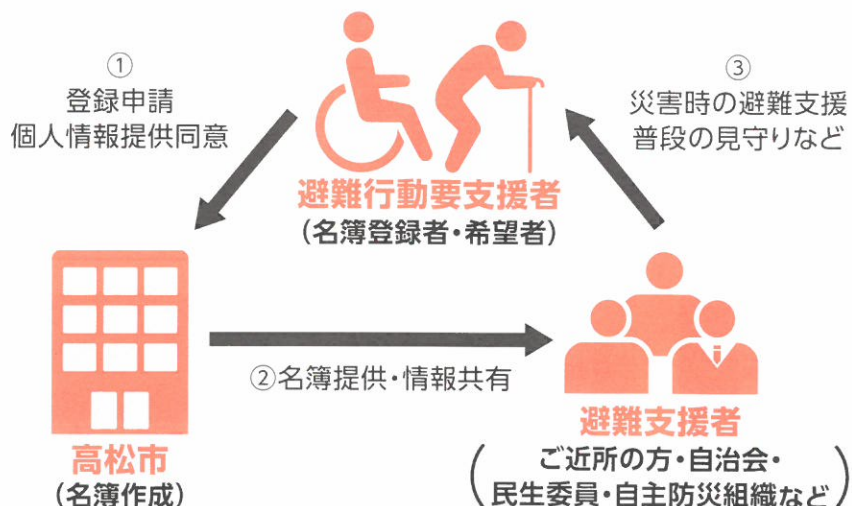
～あなたの大切な命を守るために～

高松市では、災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障がい者の方など（避難行動要支援者）に対して、災害情報の提供や避難等の手助けが地域の中で素早く、安全に行われる体制づくりを進めています。

そこで、お住まいの地域で、避難支援を希望される方の情報を名簿に登録した上で、地域と行政で情報共有し、災害時の避難支援や普段の見守りなどに役立っています。

※名簿への登録によって、災害時の支援が保証されるものではありません。

支援の仕組み(イメージ図)



1. 登録手続は？

- (1) 登録希望の有無にかかわらず、同封の「登録希望調査票(兼申請書)」に必要事項をご記入の上、返信用封筒に入れて必ずご提出ください。
- (2) 登録を希望する本人が記入できない場合は、代理記入してください。

登録希望の有無にかかわらず、
登録希望調査票(兼申請書)は、
令和3年8月末までに提出してください。

2. 登録の対象者になる人は？

次の①～⑦のいずれかに該当する方のうち、災害時において地域での支援を希望する方
ただし、支援を受けるために必要な個人情報を協力関係者に提供することに同意が必要です。

- ① 介護保険における要介護認定を受けており、要介護3～5の方
- ② 身体障害者手帳の交付を受けており、障がいの程度が1級又は2級の方
- ③ 療育手帳の交付を受けており、障がいの程度がA又はA判定の方
- ④ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けており、障がいの程度が1級の方
- ⑤ 障害者総合支援法における障害支援区分の認定を受けており、障害支援区分3～6の方
- ⑥ 75歳以上の高齢者のみの世帯
- ⑦ ①～⑥に準じる状態にあり、災害時の支援が必要と認められる方

次の場合は登録の必要はありません。

- A 福祉施設等の入所者及び入院患者
- I 同居家族の支援が受けられる方
(ただし、家族が日常の対応はできるものの、災害時の対応に不安がある場合は登録できます。)

同封の「登録希望調査票(兼申請書)」1.登録希望調査欄に 希望しません とご記入いただき、「避難行動要支援者名簿への登録を希望しない理由」のあてはまる欄に (チェック)してください。

3. 避難支援者とは？

- (1) 避難支援者とは、普段の見守りや、災害時に情報を伝えたり、一緒に避難するなどの支援を心がけていただく方です。
- (2) 避難支援者は、ご近所にお住まいの方等を、本人の承諾を得た上で、申請者本人又はご家族で選定してください。
- (3) 避難支援者が見つからない場合は、地域の自治会役員や民生委員等に相談してください。
- (4) 避難支援者は、ボランティア精神に基づき支援を行うもので、法的な責任や義務を負うものではありません。

お問合せ先




高松市健康福祉局 健康福祉総務課 TEL(087)839-2372
〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号 FAX(087)839-2375



避難行動要支援者・避難支援者等の 各状況時の行動や役割

各地域においては、情報の伝達や避難状況の報告をするなど普段から連絡を取り合う関係を築くことが災害時に役立ちます。

それぞれの行動や役割を下の表に示します。

	平 常 時	高 齢 者 等 避 難 発 令 時	避 難 行 動 時
 高松市	避難行動要支援者の登録 避難行動要支援者名簿の管理・更新 防災知識の普及啓発	情報伝達の流れ・行動 高齢者等避難の発令による避難呼び掛け	状況報告の流れ・行動 安否状況把握
 避難支援者	自治会など 避難行動要支援者情報の共有 避難行動要支援者名簿の管理・更新 避難行動要支援者参加型の防災訓練	避難支援者への連絡	安否状況把握 避難状況の報告
ご近所の方など	避難行動要支援者との信頼関係構築 声かけ、見守り 防災訓練への参加	避難行動要支援者への連絡	避難行動要支援者の避難支援・誘導 避難状況の報告
 要支援者 避難行動	避難支援者との関係強化 防災訓練への参加 登録内容変更の更新申請	避難支援者からの情報受理	避難行動 身体状況等の伝達